

検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領 対比表

改正前	改正後	備 考
<p>検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領</p> <p style="text-align: right;">平成9年4月8日改正 平成12年2月8日改正 平成15年3月31日改正 平成21年4月1日改正 令和2年9月15日一部改正</p>	<p>検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領</p> <p style="text-align: right;">平成9年4月8日改正 平成12年2月8日改正 平成15年3月31日改正 平成21年4月1日改正 令和2年9月15日一部改正 令和4年1月6日一部改正</p>	<p><改正の要点></p> <p>①「日本工業規格」から「日本産業規格」への変更</p> <p>※様式に変更は無いため、本表から記載を省略する</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、検査工場以外の申込者(以下、「申込者」という。)からの検査申し込みについて必要な事項を定める事を目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本要領に基づく検査の適用範囲は、申込者からの検査申し込みにより検査を行う場合とする。</p> <p>2 検査工場からの申し込みであっても次の各号に該当する場合は、本要領により検査を行う。</p> <p>(1) 当該検査工場が提出した「受託工場届」に記載のない検査工場で行う場合</p> <p>(2) 本協会が承認した登録水道用品以外の製品の検査を行う場合</p> <p>(3) 検査工場以外の工場で行う場合</p> <p>(検査の申込み)</p> <p>第3条 申込者は、「検査工場外検査申込書(様式1)」に水道事業者等の納入仕様書、製造設備及び検査設備一覧、検査場所在地図を添えて検査部長に申し込みをしなければならない。</p> <p>添付書類は、申し込みの都度、各2部作成し提出すること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、検査工場以外の申込者(以下、「申込者」という。)からの検査申し込みについて必要な事項を定める事を目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本要領に基づく検査の適用範囲は、申込者からの検査申し込みにより検査を行う場合とする。</p> <p>2 検査工場からの申し込みであっても次の各号に該当する場合は、本要領により検査を行う。</p> <p>(1) 当該検査工場が提出した「受託工場届」に記載のない検査工場で行う場合</p> <p>(2) 本協会が承認した登録水道用品以外の製品の検査を行う場合</p> <p>(3) 検査工場以外の工場で行う場合</p> <p>(検査の申込み)</p> <p>第3条 申込者は、「検査工場外検査申込書(様式1)」に水道事業者等の納入仕様書、製造設備及び検査設備一覧、検査場所在地図を添えて検査部長に申し込みをしなければならない。</p> <p>添付書類は、申し込みの都度、各2部作成し提出すること。</p>	

改正前	改正後	備考
<p>(受付)</p> <p>第4条 検査部長は、申込者から検査の申込みがあったときは、添付書類及び次の各号の要件について確認し、不備がないときは受付けるものとする。</p> <p>(1) 申込水道用品の性能及び品質の検査基準が、日本工業規格、日本水道協会規格を満たしているか、若しくはこれと同等以上の基準と認められること。</p> <p>(2) 申込水道用品を製造できる設備及び検査に必要な検査設備を有していること。</p> <p>(受付場所)</p> <p>第5条 申し込みの受付は、検査部検査課、大阪支所検査課及び所管の検査事業所とする。</p> <p>(検査担当)</p> <p>第6条 検査は、申込者の検査場所を所管する検査事業所が行うものとする。</p> <p>(検査)</p> <p>第7条 検査は、「日本水道協会水道用品検査規程」第2条の基準に基づき、「日本水道協会水道用品検査通則」及び「検査施行要項」による。</p> <p>(検査日報)</p> <p>第8条 検査日報の記載は、「日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱」(以下、「諸様式要綱」という。)による他、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「検査工場外検査申込書(様式1)」の申込者の所在と検査場所が同一の場合は、検査日報の検査申込者欄へ申込者名を記入し、委託工場名欄は記入しない。</p> <p>(2) 「検査工場外検査申込書(様式1)」の申込者と検査を実施した工場が異なる場合は、申込者名を検査日報の委託工場名欄へ記入し、検査を実施した工場の社名及び工場名を申込者欄へ記入する。</p> <p>また、この場合は、申込者名を検査日報の備考欄にも明記する。</p> <p>(品質適合証明書)</p> <p>第9条 品質適合証明書は、諸様式要綱に基づき、検査を実施した工場に対し発</p>	<p>(受付)</p> <p>第4条 検査部長は、申込者から検査の申込みがあったときは、添付書類及び次の各号の要件について確認し、不備がないときは受付けるものとする。</p> <p>(1) 申込水道用品の性能及び品質の検査基準が、日本工業規格、日本水道協会規格を満たしているか、若しくはこれと同等以上の基準と認められること。</p> <p>(2) 申込水道用品を製造できる設備及び検査に必要な検査設備を有していること。</p> <p>(受付場所)</p> <p>第5条 申し込みの受付は、検査部検査課、大阪支所検査課及び所管の検査事業所とする。</p> <p>(検査担当)</p> <p>第6条 検査は、申込者の検査場所を所管する検査事業所が行うものとする。</p> <p>(検査)</p> <p>第7条 検査は、「日本水道協会水道用品検査規程」第2条の基準に基づき、「日本水道協会水道用品検査通則」及び「検査施行要項」による。</p> <p>(検査日報)</p> <p>第8条 検査日報の記載は、「日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱」(以下、「諸様式要綱」という。)による他、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「検査工場外検査申込書(様式1)」の申込者の所在と検査場所が同一の場合は、検査日報の検査申込者欄へ申込者名を記入し、委託工場名欄は記入しない。</p> <p>(2) 「検査工場外検査申込書(様式1)」の申込者と検査を実施した工場が異なる場合は、申込者名を検査日報の委託工場名欄へ記入し、検査を実施した工場の社名及び工場名を申込者欄へ記入する。</p> <p>また、この場合は、申込者名を検査日報の備考欄にも明記する。</p> <p>(品質適合証明書)</p> <p>第9条 品質適合証明書は、諸様式要綱に基づき、検査を実施した工場に対し発</p>	

改正前	改正後	備考
<p>行する。 ただし、当該要綱の第4条の電算処理は適用しない。</p> <p>(受検証明書)</p> <p>第10条 受検証明書の発行者は申込者とし、受検証明書は、諸様式要綱に基づき発行する他、次による。</p> <p>(1) 申込者の所在と検査場所が異なる場合、備考欄に検査を実施した工場の社名及び工場名を明記すること。</p> <p>(2) 受検証明書の備考欄等には、本協会発行の品質適合証明書に記載された発行番号を明記すること。</p> <p>(3) 受検証明書を発行した場合は、速やかに、検査部長へその写しを提出すること。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第11条 申込者は、納入先から検査合格品について、苦情の報告があった場合は、文書をもって速やかに検査部長へ報告すること。</p> <p>2 検査部長は、申込者が製造した検査合格品の納入先から苦情報告があった場合は、申込者に対して速やかに通知する。</p> <p>3 申込者は、原因の調査結果及びその具体策を速やかに検査部長へ報告すること。 なお、検査部長は、その報告に対して必要と判断した場合は、申込者に対して是正処置及び予防処置を要求する。</p> <p>4 申込者は、納入先に対し原因とその対応について、誠意をもって説明し理解を得ること。 また、その結果を検査部長へ報告すること。</p> <p>(検査受付の拒否)</p> <p>第12条 検査部長は、申込者が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、6か月から最大5年間、検査の受付を拒否することができる。</p> <p>(1) 様式1の(12)の遵守事項を履行しなかったとき</p> <p>(2) 第10条の受検証明書に関する事項について履行を怠ったとき</p> <p>(3) 前条の苦情処理の履行を怠ったとき</p>	<p>行する。 ただし、当該要綱の第4条の電算処理は適用しない。</p> <p>(受検証明書)</p> <p>第10条 受検証明書の発行者は申込者とし、受検証明書は、諸様式要綱に基づき発行する他、次による。</p> <p>(1) 申込者の所在と検査場所が異なる場合、備考欄に検査を実施した工場の社名及び工場名を明記すること。</p> <p>(2) 受検証明書の備考欄等には、本協会発行の品質適合証明書に記載された発行番号を明記すること。</p> <p>(3) 受検証明書を発行した場合は、速やかに、検査部長へその写しを提出すること。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第11条 申込者は、納入先から検査合格品について、苦情の報告があった場合は、文書をもって速やかに検査部長へ報告すること。</p> <p>2 検査部長は、申込者が製造した検査合格品の納入先から苦情報告があった場合は、申込者に対して速やかに通知する。</p> <p>3 申込者は、原因の調査結果及びその具体策を速やかに検査部長へ報告すること。 なお、検査部長は、その報告に対して必要と判断した場合は、申込者に対して是正処置及び予防処置を要求する。</p> <p>4 申込者は、納入先に対し原因とその対応について、誠意をもって説明し理解を得ること。 また、その結果を検査部長へ報告すること。</p> <p>(検査受付の拒否)</p> <p>第12条 検査部長は、申込者が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、6か月から最大5年間、検査の受付を拒否することができる。</p> <p>(1) 様式1の(12)の遵守事項を履行しなかったとき</p> <p>(2) 第10条の受検証明書に関する事項について履行を怠ったとき</p> <p>(3) 前条の苦情処理の履行を怠ったとき</p>	

改正前	改正後	備考
<p>(4) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷したとき</p> <p>(5) 未検査品、不合格品等に対し品質適合証明書及び受検証明書を不正に発行したとき</p> <p>(6) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき</p> <p>(7) その他本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき</p> <p>2 検査部長は、前項の規定に基づき、検査の受付を拒否するときは、当該申込者へ速やかに通知する。</p> <p>(異議申立)</p> <p>第13条 前条第2項の通知を受けた申込者は、検査部長に対し、通知日から起算して10日以内に限り、証拠を添えて異議申立ができる。</p> <p>2 検査部長は、第1項の異議申立を受理したときは、当該申立ての適否について検査施行要項等専門委員会に諮らなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 申込者は、検査にかかる次の諸費用を本協会に支払うものとする。</p> <p>なお、諸費用は、申込者から検査場所として依頼を受けた検査工場が負担して納入することができる。</p> <p>(1) 受付手数料 申込一件につき5,000円(ただし、原則として申込書一通に一納入先のみ記載する。なお、申込書に複数の納入先が記載されている場合は、その納入先の件数を乗ずる。)</p> <p>(2) 検査手数料 本協会の「日本水道協会水道用品検査手数料に関する規則」による。</p> <p>(3) 検査旅費 本協会の旅費規程及び検査旅費要綱による。</p> <p>2 前項の手数料の納入額は、手数料額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び当該消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の納入額は、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は施行の日から適用する。</p>	<p>(4) 不正な手段により製品に検査証印を表示し出荷したとき</p> <p>(5) 未検査品、不合格品等に対し品質適合証明書及び受検証明書を不正に発行したとき</p> <p>(6) 検査手数料、その他本協会に納付すべき金額を滞納したとき</p> <p>(7) その他本協会の信用を著しく毀損する行為があったとき</p> <p>2 検査部長は、前項の規定に基づき、検査の受付を拒否するときは、当該申込者へ速やかに通知する。</p> <p>(異議申立)</p> <p>第13条 前条第2項の通知を受けた申込者は、検査部長に対し、通知日から起算して10日以内に限り、証拠を添えて異議申立ができる。</p> <p>2 検査部長は、第1項の異議申立を受理したときは、当該申立ての適否について検査施行要項等専門委員会に諮らなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 申込者は、検査にかかる次の諸費用を本協会に支払うものとする。</p> <p>なお、諸費用は、申込者から検査場所として依頼を受けた検査工場が負担して納入することができる。</p> <p>(1) 受付手数料 申込一件につき5,000円(ただし、原則として申込書一通に一納入先のみ記載する。なお、申込書に複数の納入先が記載されている場合は、その納入先の件数を乗ずる。)</p> <p>(2) 検査手数料 本協会の「日本水道協会水道用品検査手数料に関する規則」による。</p> <p>(3) 検査旅費 本協会の旅費規程及び検査旅費要綱による。</p> <p>2 前項の手数料の納入額は、手数料額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び当該消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の納入額は、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は施行の日から適用する。</p>	

改正前	改正後	備考
<p>4 検査にかかる諸費用を、本協会の請求書を受け取った日から原則として30日以内に支払うものとする。</p> <p>(検査手数料の算定方法)</p> <p>第15条 申込者から検査場所として依頼を受けた検査工場が支払う場合は、当該工場の検査分と申込者分を区分して前条に基づき算定する。 ただし、第2条2項の(1)及び(2)については、当該検査工場分として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この要領の施行について疑義が生じたときは、検査部長の指示による。</p> <p>2 本協会が検査を実施するに当たって、指定感染症や自然災害等により実施困難な状況が発生した場合は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p>2. この要領を大阪支所に適用する場合、条文中「検査部長」は大阪支所長と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、令和2年9月15日から施行する。</p>	<p>4 検査にかかる諸費用を、本協会の請求書を受け取った日から原則として30日以内に支払うものとする。</p> <p>(検査手数料の算定方法)</p> <p>第15条 申込者から検査場所として依頼を受けた検査工場が支払う場合は、当該工場の検査分と申込者分を区分して前条に基づき算定する。 ただし、第2条2項の(1)及び(2)については、当該検査工場分として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この要領の施行について疑義が生じたときは、検査部長の指示による。</p> <p>2 本協会が検査を実施するに当たって、指定感染症や自然災害等により実施困難な状況が発生した場合は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p>2. この要領を大阪支所に適用する場合、条文中「検査部長」は大阪支所長と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、令和2年9月15日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この取扱い要領は、令和4年7月1日から施行する。</p>	